

かずさ水道広域連合企業団（末端給水事業）建設工事入札予定価格事前公表取扱要領

平成31年4月1日

告示第16号

改正 令和7年12月17日告示第41号

(趣旨)

第1条 この要領は、かずさ水道広域連合企業団の末端給水事業の建設工事に係る入札の透明性の確保と公正な競争の促進を図るために実施する入札予定価格の事前公表に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 事前公表の対象工事は、設計金額が400万円を超える競争入札による建設工事とする。

(公表の内容)

第3条 事前公表内容は、かずさ水道広域連合企業団財務規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第4号。以下「規程」という。）第119条に規定する予定価格とし、規程第121条に規定する最低制限価格を設けた場合においては、当該最低制限価格は事前公表しないものとする。

(公表方法)

第4条 公表の方法は、一般競争入札については入札公告に、指名競争入札については指名通知書に明示することによる。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月17日告示第41号）

この告示は、令和8年1月1日から施行する。